

過払金返還請求手続に関するお伺い

平成25年2月8日

〒525-8530

滋賀県草津市西大路町1-1

アイフル株式会社

アシストセンター

課長

電話:

前略

下記は、弁護士法に基づいて東京に設置されている三つの弁護士会(東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会)が運営する『弁護士会の法律相談センター』のウェブページ上で、「悪徳弁護士・司法書士にご注意!」と題し、悪徳弁護士(司法書士)と確認された弁護士(司法書士)に典型的によく見られた特徴として示されているものです。

貴方様が委任された弁護士・司法書士において、該当する項目がなかったか、念のためご確認下さい。

万一、疑義をもたれた場合には、詳細をお伺いしたく存じますので、弊社までご一報頂ければ幸いです。

草々

記

- 弁護士などの事務所なのに、初回から弁護士などは一切出てこず(又は挨拶程度をするだけで)、専ら事務職員が終始対応する。
 - ダイレクトメールやチラシ広告などで借金問題解決を弁護士側から積極的に勧誘する。
 - 借金を一本化するとか整理を請け負うという業者や、NPO(ボランティア)団体と称する紹介団体や、高利金融業者から紹介された弁護士。
 - 公共の場所のいたるところやスポーツ紙などに借金整理専門をうたって大々的な広告を展開している。
 - 東京の弁護士なのに、地方でも派手に広告宣伝したり無料法律相談会を頻繁に行っている。
 - 事件の依頼を受けるときに、報酬契約書を作らず、報酬に関する明確な説明がない。
- 無料法律相談を大々的に宣伝して市民をたくさん集めておきながら、まとまった報酬を
- 最初にある程度払えない人や、ヤミ金事案など手間のかかる事件は依頼を受けることを渋る。

<ご注意>本書面は、貴方様が委任された弁護士・司法書士がいわゆる悪徳弁護士・司法書士であるといっているものではありません。本書面は、悪徳弁護士・司法書士による被害をなくす為、公開された情報を基に、一般的な注意喚起をすることを目的としたものです。

上記項目はあくまで過去の特徴を例示したもので、上記項目に違反したからといって、必ずしも悪徳弁護士・司法書士にあたるものではないことにご注意下さい。